平成２０年（フ）第９６２８号
大阪市北区豊崎６丁目２番７号
破産者　株式会社匠都建築工房
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８０９号
大阪府東大阪市川田１丁目13番９号
破産者　勝営運輸株式会社
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０７１号
大阪府東大阪市川田３丁目１番38号
破産者　有限会社アイオーン
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７２５号
大阪府四條畷市中野本町２番18号
破産者　泉工業株式会社
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２００号
大阪市中央区南船場２丁目１番９号
破産者　株式会社アクトハンズ
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１１９号
大阪府豊中市北条町１丁目27番19号、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市北条町１丁目21番30号
破産者　コンドー科学株式会社
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２８４号
大阪府寝屋川市点野３丁目27番３号
破産者　有限会社成栄
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４２３号
岡山県倉敷市中畝４丁目15番39号
破産者　亡佐伯泰男相続財産
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
福岡県久留米市東合川３丁目１－９
破産者　株式会社クオリティスタッフ
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１２３号
福岡県久留米市東合川３丁目１番９号
破産者　株式会社ＱＳコーポレーション
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１３５号
北九州市戸畑区千防２丁目18番地13号
破産者　医療法人アララギ会下津浦医院
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７３９号
北九州市戸畑区元宮町３番10号
破産者　株式会社三界
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５５号
福島県喜多方市熱塩加納町宮川字堰下4754番地の15
破産者　有限会社遠藤建設
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２０年（フ）第６７０３号
千葉県船橋市東船橋４―30―９―12、住民票上の住所千葉県茂原市本納2254
破産者　木原　　亮
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０６７５号
千葉県茂原市本納2254番地
破産者　木原　　良
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３１３９号
東京都港区虎ノ門２丁目６番４号虎ノ門11森ビル
破産者　トレードチェック・システム株式会社
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第５９６号
福井県坂井市坂井町徳分田第36号14番地３
破産者　有限会社ミスモ
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
福井市上六条町３号12番地
破産者　横田木材有限会社
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５１号
福井市丸山２丁目1617番地
破産者　大東幸建設有限会社
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２１号
岐阜県加茂郡坂祝町勝山169番地の１
破産者　有限会社大明
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第３３９号
京都府相楽郡精華町祝園西１丁目16番地10
破産者　丸石商事株式会社
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６６号
愛媛県新居浜市大生院154番地３
破産者　有限会社ひまわりの郷
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部